

大割野商工協同組合発行の商品券を お持ちのお客様へ

資金決済に関する法律第20条1項に基づく払戻しのお知らせ

永年、大割野商工協同組合発行の商品券をご愛顧いただきありがとうございました。さて、当組合が発行いたしておりました商品券（500円券）は令和3年12月31日をもって加盟店の利用を停止させていただきました。

そこで、当組合において資金決済に関する法律第20条第1項に基づく払戻し手続きをさせていただきますので、未使用商品券をお持ちのお客様は、下記の申し出期間内までにお申し出くださいますよう、お願いいたします。

お客様には、大変ご迷惑をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。
何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

払い戻しの対象となる商品券

大割野商工協同組合発行の商品券（500円券）

申出期間

令和4年1月5日（水）～令和4年4月5日（火）

上記申出期間に申出をされないお客様は、払戻手続きから除斥されます。

申出方法

下記のいずれかの方法を選択して下さい。

①直接、大割野商工協同組合事務局（（有）杵淵商店）へ商品券を持参し、申し出ください。

②大割野商工協同組合事務局（（有）杵淵商店）へ商品券を持参できない場合は、郵送にて対応させていただきます。

まずは大割野商工協同組合事務局（（有）杵淵商店）電話025-765-2030へご連絡ください。

払戻し方法

直接、大割野商工協同組合事務局（（有）杵淵商店）へ申し出るお客様は、その場で額面金額を現金にて払い戻し致します。郵送の場合は、諸費用を組合負担にて、現金封筒にて払い戻し致します。

払戻しができない商品券

- ①偽造された商品券
- ②3分の1以上減失している商品券
- ③使用済みであると判断された商品券

【お問い合わせ先・申出先】

〒949-8201

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊522-2

大割野商工協同組合事務局（有）杵淵商店

T E L 025-765-2030

